

つみたてNISAをはじめる方へ(2018年1月以降用)

- 「一般NISA」の口座をお持ちでない方は、非常に簡単に「つみたてNISA」をはじめることができます。
- 現在「一般NISA」の口座をお持ちの方は、以下のフロー図をご覧ください。
 その際、「一般NISA」で既に商品を保有している場合、その商品を売却する必要はありません。最長5年間はそのまま非課税で保有可能で、売却益も非課税です。

